

令和8年度第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画推進等支援業務 仕様書

1 業務名

令和8年度第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画推進等支援業務

2 履行場所

那須塩原市内ほか

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

4 支払条件

業務完了後1回払い

5 業務の目的

那須地域定住自立圏の構成自治体である那須塩原市、大田原市、那須町及び那珂川町(以下「4市町」という。)は、那須地域定住自立圏公共交通活性化協議会(以下「法定協議会」という。)を通じて共同で地域公共交通の活性化に向けた取組を推進している。令和5年1月に、策定した第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画(以下「計画」という。)について、引き続き取組を推進していく。

また、次期計画の策定に向けたデータ等の収集及び分析を行っていく。

本業務では、地域公共交通に関する専門的知見に基づく技術的助言等を受けながら、計画の推進を図ることを目的とする。

6 業務の内容

(1)次期計画策定に向けた地域公共交通計画の現状診断

国土交通省において公表している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」、「地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」」等に準拠した方法で、現状の把握(データの収集 無作為アンケート調査3,000通、地域バス利用者を対象としたアンケート500票程度を想定 発送・回収は受託者が実施)及び次年度以降の計画策定に必要なデータの分析等を行う。

また、「栃木県地域公共交通計画」、「那須地域内の各市町の地域公共交通計画」及び「那須地域内の各市町の関連計画」の内容に基づいた現状の分析についても併せて行う。

(2)計画の推進に係る支援業務

計画に定めた取組を推進するため、次の支援業務を行うものとする。

- ・令和8年度については、那須町及び那珂川町において中学校2年生を対象としたモビリティマネジメントを実施する予定であり、実施に当たっての調整や資料の作成、進行等を行う。
- ・圏域内の高校生を対象とした公共交通に関するアンケートの実施及び結果の集計・分析を行う。また、分析に当たっては令和7年度に実施した同アンケートとの比較も行う。
- ・その他計画取組項目の実現に向けた支援(主にメールを想定)

(3)計画評価に関する支援業務

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第7条の2に規定する評価を行うため、次の支援業務を行うものとする。

- ・評価のためのデータ収集及び法定協議会に諮るための資料作成

(4)会議等の運営支援業務

法定協議会等の運営支援に係る次の業務を行う。

【対象の会議等】

- ・那須地域定住自立圏地域公共交通活性化協議会(年2回程度)
- ・那須定住自立圏公共交通アドバイザーとの打合せ(年3回程度)

【業務の内容】

- ・会議資料作成補助
- ・説明補助
- ・会議録作成

7 成果物

本業務の成果を報告書として作成し、次に掲げる成果物を紙媒体及び電子データで5部提出すること。

- ・業務報告書
- ・その他業務で使用した資料一式
- ・上記成果物の電子データ一式(CD-R 又は DVD-R)

8 その他

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成して那須塩原市に提出し、承認を得ること。業務計画書は任意様式とするが、主な記載事項は次のとおりとする。

- ・作業に従事する者(業務全体を統括する責任者を含む。)の名簿と連絡先を明記した作業体制図
- ・業務項目別の工程表

(2) 連絡調整等

受託者は、本業務の履行期間中、進捗状況等に関する那須塩原市との打合せを適宜実施すること。また、本業務の履行に当たり、那須塩原市から助言等を求められた際は、速やかに回答等を行うこと。

(3) 情報提供

本業務により受託者が調査等を行い作成した資料については、那須地域定住自立圏の関係市町の地域公共交通計画の推進に関連し、資料の提供を求められる場合がある。

この場合において受託者は、那須塩原市からの求めに応じて、本業務を遂行する上で、支障のない範囲内で資料提供を行うものとする。

(4) 個人情報等の取扱い

那須塩原市が貸与し、又は提供する資料に記載された個人情報及び業務に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。